

小売電気事業及び小売供給の登録について

(趣旨)

小売電気事業及び小売供給（以下「小売電気事業等」という。）の登録については、これまでの委員会において、当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、計 132 件について、当委員会としての回答を御検討いただき、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を、経済産業大臣へ回答したところ。

本日、改正後の基本的な審査方針及び第 2 回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方に基づき、小売電気事業等を営もうとする者の登録申請について、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、当委員会において審査を行った結果を踏まえて、委員会としての意見を御検討いただいた。当該検討結果について、報告する。

主なポイント

1. 小売電気事業等の登録申請に係る審査について

本年 4 月の第 2 弾改正電気事業法の施行に先立ち、経済産業省では、昨年 8 月 3 日より小売電気事業等の登録申請の受付を開始したところ。経済産業省においては、平成 28 年 1 月 26 日時点で 269 件（内訳については、小売電気事業が 263 件、小売供給が 6 件）の小売電気事業等を営もうとする者の登録申請があり、これを受け、当委員会への意見聴取が行われている。

当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、計 132 件について、これまでの委員会での審査結果を踏まえ、当委員会としての意見を経済産業大臣に回答したところ。引き続き、当委員会として審査を行った結果、今回は、資料 3-1 の別添に記載されている 18 件の事業者について審査基準 1. (2) に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められないため、本日、当委員会として意見を御検討いただいた結果、資料 3-1 により経済産業大臣に意見を回答することを決定いただいた。